2019年ゴールデンウィーク期間に係る 診療体制について

2019年のゴールデンウィーク(4月27日(土)~5月6日(月))は、「国民の祝日に関する法律」及び、新天皇の即位の日となる5月1日(水)が「1年限りの祝日」となることにより大型連休となります。

つきましては、当院では下記のとおり<u>4月30日(火)、5月2日(木)</u>において**通常診療**を行います。

患者様におかれましては、何卒ご理解ご協力の程よろしくお願いします。

記

	月	火	水	木	金	土
						4月27日
						休診日
4月28日	4月29日	4月30日	5月1日	5月2日	5月3日	5月4日
	昭和の日	国民の休日	天皇即位の日	国民の休日	憲法記念日	みどりの日
休診日	休診日	<u>通常診療</u>	休診日	通常診療	休診日	休診日
5月5日	5月6日					
こどもの日	振替休日					
休診日	休診日					



病院長